

(7) 国際法の形成・発展に向けた取組

- 8 0 政治・安全保障分野における国際約束の締結実施
- 8 1 経済・社会分野における国際約束の締結・実施
- 8 2 国際法規の形成への寄与
- 8 3 国際法に関する知見の蓄積・活用
- 8 4 国内・国外・国際裁判への対応

8 0 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

| | |
|---|---------------------------------|
| 評価責任者 | 条約局条約課長 秋葉 剛男 条約局国際協定課長 森 健良 |
| 評価実施年月日 | 平成 16 年 3 月 4 日 |
| <p>1.【評価を行う目的】</p> <p>政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施について国民への説明責任を果たすとともに、特に締結・実施業務が、極めて厳しい予算・定員上の制約の下で行われている実態にかんがみ、今後の予算・定員要求の方向性の決定における一助とする。</p> <p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>日本及びアジア太平洋地域の平和と繁栄の実現にとって、日米安全保障体制を堅持しつつ、日朝・日露関係における戦後未解決のまま残されている問題を解決し、日本の周辺諸国と安定した関係を築くことが重要である。また、米国同時多発テロの発生により、テロが国際社会全体の平和と安定に対する深刻な脅威であることが改めて強く認識された。さらに、大量破壊兵器等の拡散問題は、従来から国際社会が一致団結して取り組んできた課題の一つであったが、近年は特にテロ組織等の非国家主体による大量破壊兵器等の取得・使用への懸念が強まっている。このような現状を踏まえ、わが国の安全保障の確保やテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散等の国際社会の不安定要因の除去に資する国際約束等の締結・実施を図る。</p> <p>施策の概要は以下のとおり。</p> <p>(a) 国際人道法に関連する諸条約等の武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）</p> <p>(b) 戦後残された課題である日朝国交正常化交渉、日露平和条約交渉への適切な対処</p> <p>(c) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散等に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）</p> <p>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>(a) 武力攻撃事態対処法案関連条約の締結・実施は、わが国の存立を確保するための国際法上の基盤を構築するものであり、わが国国民の生命及び最低限の安全を守るための大前提として必要かつ不可欠である。また、近年の国際社会における内戦・内乱等の増大という状況に対応するため、国際人道法に関連する諸条約の締結・実施に取り組むことは、日本を含む国際社会の平和と安定に資する重要な課題である。</p> <p>(b) 北朝鮮、ロシアとの関係を適切な形で正常化させわが国を取り巻く国際環境の安定を図ることは、わが国の国民の生命及び最低限の安全の確保に加え、わが国における一層の安全及びわが国の繁栄のための緊急かつ重要な課題である。</p> | |

(c) テロその他の犯罪や大量破壊兵器の拡散等に関連する条約の締結・実施により、わが国におけるこれらの行為への対策を強化するとともにこれらの行為を犯した者が訴追及び処罰を免れられないような国際法上の枠組みの構築に寄与することは、わが国における国民の安全を向上させることに加え、国際社会全体としてテロや大量破壊兵器拡散の可能性を低減させることを通じてわが国の安全及び安定への脅威を減らすことにも資する。

これらの施策はいずれも、私人たる国民との関係だけでなく、他の国との関係や国際社会全体の安定及び繁栄も考慮に入れつつ、国際約束という国際法上の枠組みを設定することによって実現されるものである。これらは、他の国及び国際社会全体との関係を所掌しかつ国際約束の締結並びに国際法全体の解釈及び実施について責任を有する外務省が、関係する他府省と調整・連携しつつ、一元的に締結・実施業務に当たる必要がある。

(2) 有効性

(a) 自衛隊と米軍の間の物品・役務の提供について定める日・米物品役務相互提供協定を武力攻撃事態等に適用できるようにする等のための改正並びに 武力紛争下での捕虜や文民の保護を定めた国際人道法であるジュネーヴ諸条約の内容を補完、拡充する同条約の第一及び第二追加議定書の締結につき作業を進めている。

(b) 北朝鮮の核開発問題を巡り、日朝国交正常化交渉自体は開催されなかったが、国交正常化のために不可欠な核・ミサイル問題、拉致問題等の解決のための取組において法的な検討及び助言を行っている。また、日露平和条約交渉についても、平成15年1月の小泉総理の訪露の際に採択された日露行動計画をも踏まえ交渉が続けられている。さらに、ASEAN諸国の強い期待を受け、東南アジア地域における平和、友好及び協力の促進を目的とする東南アジア友好協力条約（仮称）の締結について、平成16年の第159回通常国会において承認を求めべく作業を進めている。

(c) 平成15年の第156回通常国会において、 国際的な組織犯罪を防止し及びこれに効果的に対処するための国際組織犯罪防止条約、並びに 特定通常兵器使用禁止制限条約を内戦等の非国際的な武力紛争にも適用できるようにする同条約の改正の締結について国会の承認を得て、 を締結した（ については、条約上の義務を実施するための関連国内法の改正が成立していないため未締結。）。また、 捜査、訴追その他の刑事手続についての日米間での共助に関する要件及び手続を定める日・米刑事共助条約及び 違法なアクセス等コンピュータに関連して行われる一定の行為の犯罪化、国際協力の諸手続を定めるサイバー犯罪に関する条約（仮称）について、平成16年の第159回通常国会においてその締結につき承認を求めべく作業を進めている。

以上に加え、平成15年4月から平成15年12月15日現在までの間に政治・安全保障の分野（経済協力分野を含む。）の行政取極を約200本締結した。

(3) 優先性

日朝国交正常化交渉、日露平和条約交渉の重要性は言うに及ばず、それ以外にも日・米物品役

務相互提供協定の改正及びジュネーブ諸条約追加議定書の締結は、わが国の国民の生命及び最低限の安全を守るための大前提となる武力攻撃事態対処法案と密接不可分であり、同法案の整備と併せて締結することが不可欠である。また、平成12年以降、国際組織犯罪防止条約及びその3つの補足議定書の採択、包括テロ防止条約等6本のテロ防止関連条約の作成・改正交渉の開始（うち1本については既に妥結）等の国際社会の取組みの強化からも伺えるように、東・東南アジア地域を含む国際社会全体でテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散等の脅威が高まる中で、こうした不安定要因を除去し又は防止するための国際法上の枠組みを構築する必要性は高く、その優先度は極めて高い。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

わが国の安全保障の確保及びテロその他の犯罪や大量破壊兵器の拡散等の防止のための国際法上の枠組みの整備は、テロや大量破壊兵器拡散の脅威に直面するわが国自身にとって緊急の課題である。国際社会全体を見ても、この分野で新たな国際約束作成の動きが活発であり、こうした国際約束の作成交渉に当たってはより一層わが国の利害を反映させるとともに、未だ締結していないものの締結を鋭意進めていく必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省HP
- ・ 『外交青書』
- ・ 『平成14年度外務省政策評価書』

7.【備考・特記事項】

施策の実施に当たっては、担当10名が日常的に関連業務に取り組んでいる。各担当は他局の担当及び他省の担当と密接に連絡をとり、国際約束の案文交渉に臨むためのわが国の対処方針作成、交渉におけるわが国の立場・提案の表明、他国との調整、条文の確定作業等を行っている。また、上記の10名は、3.(2)に挙げた国際約束に加え、わが国が締結し現在なお効力を有する政治・安全保障の分野の国際約束の解釈及び実施を担当しており、これらの多大な業務を極めて限られた人数及び少ないコストで実施してきている。

今後は、この分野において、国際組織犯罪防止条約を補足する3つの議定書（人の取引、移民の密入国、銃器）等わが国が未だ締結していない国際約束の締結、包括テロ防止条約等5本のテロ防止関連条約作成・改正交渉を始めとする今後の国際約束作成交渉への対応等、締結・実施業務の増加が見込まれる。このため、締結・実施業務のスピードや制度を著しく損なうことなく適切に対応するため人的・予算的体制を充実させていく必要がある。

国際約束の締結交渉は、その国際約束の分量や内容、政治的重要性、関連する国際情勢等によっては、極めて長期にわたったり、年によって交渉の回数や作業量が大きく変動することもあり、単年度に定量的な評価をすることは困難である。また、新たな国際約束の締結のみならず、現在効力を有する国際約束の解釈及び実施という継続的な作業もまた、現在効力を有する国際約束が多数かつ多岐にわたるため、単年度での定量的な評価は容易ではない。

8 1 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

| | |
|---|--|
| 評価責任者 | 条約局条約課長 秋葉 剛男 条約局国際協定課長 森 健良 条約局国際経済協定室長 白石 和子 |
| 評価実施年月日 | 平成 16 年 3 月 4 日 |
| <p>1 .【評価を行う目的】</p> <p>経済・社会分野における国際約束の締結・実施について国民への説明責任を果たすとともに、特に締結・実施業務が、極めて厳しい予算・定員上の制約の下で行われている実態にかんがみ、今後の予算・定員要求の方向性の決定における一助とする。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>中国の世界貿易機関（WTO）加盟に象徴される国際経済秩序の構造的な変化の中において、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）を始めとする多角的貿易規則の一層の強化・整備するためWTOの新ラウンド交渉が開始されるとともに、自由貿易協定（FTA）の構築により、同交渉の帰趨を待つことなく、二国間又は地域レベルで自由化を推進する動きが世界的に加速している。わが国はその経済を貿易・投資に大きく依存しており、多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定の推進との双方により自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。また、近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、経済分野のみならず環境、人権、社会保障、科学技術、文化、保健等、国民の日常生活に直結する社会分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、わが国もこうした社会分野の国際約束の作成交渉に当たりわが国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。施策の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) WTO新ラウンド交渉の成功に向けて最大限の努力を払う。また、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討及び助言を行う。 (b) 東アジア諸国及びメキシコとの自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (c) 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (d) 社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>WTO新ラウンド及び自由貿易協定・経済連携協定の交渉の推進(上記2.(a)及び(b))は、物品・サービスの貿易及び投資の一層の自由化を通じ、わが国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場におけるわが国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。ま</p> | |

た、WTOの紛争解決手続（同(a)）の帰結はわが国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、同手続におけるわが国の主張・立証は法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り（同(c)）に積極的に関与することを通じて、ルールの内容をわが国の国民の利益や関心を十分に反映させたものとすることができる。また、こうしたルール（国際約束）をわが国自身が締結・実施するとともに、国際社会全体でこのルールが実施されることによって、国際社会全体においてもわが国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。

年金制度への加入に関する法令の適用調整について定める社会保障協定及び二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定等の締結（同(d)）は、海外で活躍する日本国民及び日系企業の利益を保護・促進するために重要である。

これらの施策はいずれも、私人たる国民との関係だけでなく、他の国との関係や国際社会全体の安定及び繁栄も考慮に入れつつ、国際約束という国際法上の枠組みを設定することによって実現されるものである。これらは、他の国及び国際社会全体との関係を所掌し、かつ、国際約束の締結並びに国際法全体の解釈及び実施について責任を有する外務省が、関係する他府省と調整・連携しつつ、一元的に締結・実施業務に当たる必要がある。

（２）有効性

- (a) 平成13(2001)年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTOの新ラウンド交渉は、農業、投資、知的財産権等を巡り交渉参加国の意見の相違が大きく、現時点で既存の国際約束の改正等の具体的な成果は得られていない。外務省は、これらの難しい争点や、紛争処理手続、政府調達等比較的議論が進展している技術的な論点について、法的な観点から検討・助言を行っている。また、紛争解決手続に関しては、米国の鉄鋼セーフガードに関する事案を始めとする種々の事案についてわが国が当事国として主張・立証を行うに当たり、法的な観点から検討・助言を行った。
- (b) 日・メキシコ経済連携協定に関する交渉を平成14年11月以降13回実施し、協定の実質合意に向け着実な進展が見られた。また、韓国及びASEAN諸国との経済連携の可能性について、産学の専門家を交えた共同研究会等において検討を重ねた結果、平成15年10月のASEANプラス3首脳会議の機会に韓国と、同年12月の日・ASEAN特別首脳会議の機会にタイ、フィリピン、マレーシアの3ヶ国と経済連携協定作成交渉の開始についてそれぞれ合意、韓国との交渉は同年12月に開始し、その他の3ヶ国との交渉を平成16年早期に開始することとしている。
- (c) 平成15年の第156回通常国会において、人権の分野では 児童の権利条約の改正及び 女子差別撤廃条約の改正、環境の分野では 船舶防汚方法規制条約、 有害科学物質等の輸出入の事前同意手続に関するロッテルダム条約、 生物多様性条約カルタヘナ議定書及び 放射性廃棄物等安全条約、その他の経済・社会分野の国際約束として 国際民間航空条約改正議定書の締結について国会の承認を得て、 を除くすべてを締結した（ については、条約上の義務を実施するための関連国内法令等の整備を終えていないため未締結。）。また、以下の経済・社会分野の国際約束の締結について、平成16年の第159回通常国会において承認を

求めるべく作業を進めている。

【人権の分野の国際約束】

児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書（仮称）

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書（仮称）

【環境の分野の国際約束】

船舶汚染防止国際条約一九九七年議定書（仮称）

油汚染損害補償国際基金設立条約二 三年議定書（仮称）

【その他の経済・社会分野の国際約束（ただし、(d)に属するものを除く。）】

地中海漁業一般委員会協定改正（仮称）

日・ウズベキスタン航空協定（仮称）

無形文化遺産保護条約（仮称）

国際電気通信連合憲章及び条約改正（仮称）

たばこ規制枠組条約（仮称）

欧州復興開発銀行設立協定改正（仮称）

(d) 平成15年11月、日・ベトナム投資協定及び日・米租税条約に署名した。また、米、韓国等との間で社会保障協定の交渉が進展している。これら4本の国際約束については、平成16年の第159回通常国会においてその締結につき承認を求めるべく作業を進めている。

(3) 優先性

WTO新ラウンド交渉（上記2.(a)）及び自由貿易協定（FTA）の構築（同(b)）は、中国のWTO加盟に象徴される国際経済秩序の構造的な変化の中において、貿易及び投資の自由化による成長機会の拡大を図るため、国際社会全体として高い優先度を以てかつ活発に推進している取組であり、わが国自身も、わが国の経済・産業再生に寄与する観点から緊急かつ重要な課題として取り組む必要がある。また、WTOの紛争解決手続への対応（上記2.(a)）は、その結果がわが国の産業や企業の利害に直結し得るため、法的に適切な対応を行うことが不可欠である。これらの外務省の施策、特にFTAの構築の推進については、産業界を中心にわが国国民の強い関心及び要望がある。

新しい分野における国際的ルール作成及び実施（上記2.(c)）については、上記(3)にあるとおり、国際社会が次々と新たな国際約束作成交渉を開始し優先的に取り組んでいることに加え、多くの場合、国民生活に直結するため国民の関心や期待が高く、優先的に取り組む必要がある。

海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（上記2.(d)）については、正に国民の利益に直結するが故に国民の関心や期待が高く、優先的に取り組む必要がある。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

貿易及び投資の自由化による成長機会の拡大のための国際法の枠組みの整備及びWTOの紛争解

決手続への対応（上記2．(a)及び(b)）は、わが国自身の経済・産業再生のための緊急かつ重要な課題である。また、環境、人権等社会分野の新しい課題及び社会保障、投資等海外における国民の利益の保護に関する国際法の枠組みの整備（上記2．(c)及び(d)）は、国民の日常生活における利益に直結するため、引き続き重点的に取り組む必要がある。

5．【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6．【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省HP
- ・ 「外交青書」
- ・ 「平成14年度外務省政策評価書」

7．【備考・特記事項】

施策の実施に当たっては、担当14名が日常的に関連業務に取り組んでいる。各担当は他局の担当及び他省の担当と密接に連絡をとり、国際約束の案文交渉に臨むためのわが国の対処方針作成、交渉におけるわが国の立場・提案の表明、他国との調整、条文の確定作業等を行っている。また、上記の14名は、(2)に挙げた国際約束に加え、わが国が締結し現在なお効力を有する経済・社会分野の国際約束の解釈及び実施を担当しており、これらの多大な業務を極めて限られた人数及び少ないコストで実施してきている。

今後は、この分野において、WTOの新ラウンド交渉や各国・地域との自由貿易協定・経済連携協定作成交渉の結果採択される多数の経済分野の国際約束の締結・実施、障害者の権利、文化の多様性、アンチ・ドーピング等社会分野における新たな課題に対応するための国際約束作成交渉への対応、様々な国との社会保障協定作成交渉の開始など、業務の増加が見込まれる。このため、締結・実施業務のスピードや精度を著しく損なうことなく適切に対応するため人的・予算的体制を充実させていく必要がある。

国際約束の締結交渉は、その国際約束の分量や内容、政治的重要性、関連する国際情勢等によっては、極めて長期にわたったり、年によって交渉の回数や作業量が大きく変動することもあり、単年度に定量的な評価をすることは困難である。また、新たな国際約束の締結のみならず、現在効力を有する国際約束の解釈及び実施という継続的な作業もまた、現在効力を有する国際約束が多数かつ多岐にわたるため、単年度での定量的な評価は容易ではない。

8 2 国際法規の形成への寄与

| | |
|---|-----------------|
| 評価責任者 | 条約局法規課長 齋木 尚子 |
| 評価実施年月日 | 平成 16 年 3 月 4 日 |
| <p>1.【評価を行う目的】</p> <p>国際法規の形成に関し、わが国が自らの主張を反映させるべく、また国際社会全体の観点からもより良い秩序とすべく、新たな国際ルール作りに積極的に貢献している点につき、国民への説明責任を果たすとともに、今後わが国が一層積極的に国際ルール作りに関与していく上で適切な方法を検討する上での参考とする。</p> <p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>国と国との関係を定める国際法は、貿易や文化交流の拡大や科学技術の進歩、政治、安全保障における国際的な相互依存の深まり等もあいまって、質・量ともに飛躍的に発展している（一説によれば、第二次世界大戦前に締結された多数国間条約は60あまりであったのに対し、平成12年時点で国連に寄託された条約数は3万3000に上るとされる）。国際法は、国家間の交渉を通じ、各国に広く受け入れられていると認められている慣習国際法（不文法）を法典化する、あるいは新たな分野や事項につき、既存の国際法を拡充し、新たな条約を採択すること等により不断の発展を見せている。このように国際法が急速な発展を見せている中で、国際法に関連する各種会合において、日本と日本国民の利益を確保するためにも、わが国の立場を効果的に主張するとともに、そのような会合において、国際法規の形成及び発展の促進に積極的に貢献する。</p> <p>施策の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 主要な国際フォーラムにおけるわが国からの知的貢献 (b) 主要各国の条約局長との協議の実施（米国、韓国、欧州各国、東南アジア各国等） <p>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>わが国が国際法規の形成に関与する場としては、個別の条約策定作業とは別個に、例えば以下のような場が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 国連国際法委員会(ILC)及び第六委員会における国際法の法典化及び漸進的発達への関与 (b) アジア・アフリカ法律顧問委員会(AALCO)における法規形成への関与 (c) ヘーグ国際私法会議における国際ルール作りへの知的貢献 (d) 私法統一国際協会(UNIDROIT)会合におけるルール作りへの貢献 (e) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)におけるルール作りへの貢献 (f) 各種条約局長協議の主催・参画 <p>国際法の法典化及び漸進的発達のための国際的な取組は、古くは19世紀末、20世紀初頭のハー</p> | |

グ平和会議での条約策定作業、あるいは国際連盟時代の昭和5（1930）年のハーグ法典化会議での試みなど、様々なものが行われてきた。今日では、上記の国連国際法委員会（ILC）での検討及び第六委員会における議論に加え、各種の国際的な場において、国際法の精緻化と現代的な要請に応えるための検討作業が加えられている。このように各種の異なる場における検討の状況を政府内でも一元的に把握することは、日本が対外的に趣旨一貫した国際法についての考え方を示すことにもつながり、日本が効果的に外交政策を遂行し、各国からの信頼を得る上で不可欠である。したがって、国際法規の形成についても、他の国及び国際社会全体との関係を所掌しかつ国際法全体の解釈及び実施について責任を有する外務省が、関係する他府省と調整・連携しつつ、一元的に対処する必要がある。

（２）有効性

（a）国連国際法委員会（ILC）及び第六委員会における国際法の法典化及び漸進的発達への関与

国連国際法委員会（ILC）は、国際法の漸進的発達及び法典化を主たる目的として、国連決議により設立され、現在、外交的保護、条約の留保等について検討している。わが国からは山田中正委員（外務省参与）が参加している。山田委員は、ILCの中でも共有天然資源の議題につき、特別報告者となっていることから、今会期において外務省は、同委員の活動につき共有天然資源の問題に関する各種資料調査をはじめ、各分野において補佐した。また、15年秋に開かれた国連第六委員会におけるILC報告の審議の際にも、日本政府として各種の意見表明を行い、国際法規の形成に向け、積極的に議論に参加した。

（b）主権免除条約草案の審議

主権免除とは、国家が他国の裁判所において被告として裁かれることがないことを指すが、国家が海外において行う活動が広範囲になるとともに、免除が及ぶ範囲については様々な立場が見られるようになり、一定の国際的なガイドラインの必要性が指摘されてきた。この問題については、国連国際法委員会（ILC）が昭和52年に法典化作業を開始して以降、わが国として、その作業を一貫して支持してきた。平成3年に「国家及びその財産の裁判権免除に関する条約草案」をILCは国連総会に提出した。わが国は、この作業を前進させる観点から、15年秋の国連第六委員会において、翌16年3月に国連総会第六委員会において、主権免除条約の前文及び最終条項等を確定するため、アドホック委員会を開催することを主唱した。わが国は、アドホック委員会開催を実現させるために、決議案の主提案国となって各種の調整を行い、その結果は決議採択として結実した。

（c）アジア・アフリカ法律顧問委員会（AALCO）を通じた法規形成への貢献

AALCOは、加盟国から委員会に付託される法律問題の審議等を目的に昭和31年（1956）に設立され、現在アジア及びアフリカの45の国及び団体が加盟し、わが国からは山田中正委員が参加している。これまで各種の国際法上の問題につき報告の採択または勧告が行われてきている。平成15年のソウル会合では、国際人道法や主権免除の問題を扱うなど、国際的に関心の高い事項を多く取り上げている。同委員会では、こうした重要な分野について十分な情報を得ることが困難な途上国に関連情報を提供し、国際的な場での議論に参加することを促すための貢献を行っている。

(d) 各種条約局長協議の主催・参画（国連における法律顧問会合、欧州国際公法法律顧問会合（CAHDI）における法律顧問会合、米国、韓国、英国、フランス、東南アジア各国の条約局長協議）

各国の外務省条約局長と、主要な国際法上の問題につき二国間で意見交換を行うことが、様々な分野における国際法の発展に資するとの考えの下、主要国との間で二国間の条約局長協議を開催してきている。平成15年度は、韓国（9月）、東南アジア諸国（マレーシア、インドネシア、タイ、いずれも9月）、英及び仏（9月）並びに米国（10月）との間で開催した。このほかにも、各国の条約局長・法律顧問が一堂に会する国連総会会期中に開かれる法律顧問会合及び欧州評議会が開催する欧州国際公法法律顧問会合（CAHDI）にも出席し、関係各国と意見交換を行った。これらの協議においては、各国にとって関心の高い、イラク問題をはじめとする最近の国際情勢に関連した国際法上の論点や、主権免除をはじめとする国連国際法委員会(ILC)での議論について、お互いの意見を交換し、国際法の動向及び各国の見方を聴取することができた。

(e) ヘーグ国際私法会議における国際ルール作りへの知的貢献

ヘーグ国際私法会議においては、現在、国際的な裁判管轄合意及び外国判決の承認・執行に関する条約（国際裁判管轄条約）並びに扶養義務に関する条約の作成作業が進められている。15年度においては、両条約についてそれぞれ特別委員会が開催され、わが国からも専門家を派遣して条約作成に向けて積極的な貢献を行った。国際裁判管轄条約については、来年度中の採択が予定されている。

(f) 私法統一国際協会(UNIDROIT)理事選挙におけるわが国候補に対する支持要請活動

平成15年11月に実施された同協会の理事選挙において、わが国候補である細川清氏（さいたま地方裁判所長）に対する支持要請活動を精力的に実施してきた結果、同氏は25名中第3位の得票を得て当選した。理事会は、予算案を含む協会活動に関する報告を承認するとともに、将来作業に関する提案を行うなど協会活動のあり方を決定する重要な機関である。同理事会にわが国出身の理事が参加することにより、国際的な統一私法の立法活動に対するわが国としての一層の貢献を行うことができることとなった。

(g) 私法統一国際協会(UNIDROIT)会合におけるルール作りへの貢献

UNIDROITにおいては、13年11月に採択された可動物件国際担保条約に関し、新たな議定書作成に向けての検討が進められている。この条約は、国境を越えて移動する可動物件に関する動産担保法制を統一することによって、可動物件に関するファイナンス契約やリース契約等における法的な予見可能性を高めるとともに、この分野における国際的な担保権の登録制度を構築するものである。15年度においては、鉄道物件に及び宇宙物件に関する議定書作成のための第1回政府専門家会合が開催され、わが国からも関係者が出席し、合意形成に向け積極的に貢献した。

(h) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)におけるルール作りへの貢献

UNCITRALにおいては、現在、6つの作業部会において、条約やモデル法、立法ガイド等の草案の作成作業が進められている。15年度においては、6月に開催されたUNCITRAL総会において、民間資金等活用事業(PFI)作業部会において検討が進められてきた「PFIに関する立法モデル条文」が採択された。

(3) 優先性

国連国際法委員会(ILC)及び第六委員会、AALCO、UNIDROIT、UNCITRAL、各種条約局長協議における議論の内容は、いずれも最近の国際社会の動きを反映した、現在まさに生起しつつある法規範を扱っているか、あるいは長年にわたって議論された国際法の法典化を結実させる事項である。どの問題も、国民生活に直接・間接に関係しているものであり、また対象分野に關与している国際的な関係者の関心の高いものである。わが国としても、自国の考え方を適時的確に反映させる必要がある事項であることにかんがみても、いずれも優先的に取り組むべき施策であったと考えられる。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

国際法規の形成は、現在も不断に進められている国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であり、これを揺るがせにすることはできない。また、日本が国際社会において新しいルール作りを積極的に關与していく上で、国際法を的確に解釈、実施することは必須の条件である。そのためにも、各種の国際的な議論の場で、日本の意見を表明するとともに、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めることは、きわめて重要である。今後とも、こうした重要性を踏まえて、各フォーラムでの法規形成での議論に臨んでいく必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・国連国際法委員会の第55会期報告書（英文のみ）
(www.un.org/law/ilc/reports/2003/2003report.htm)
- ・主権免除条約草案に関するアドホック委員会開催を決定した国連総会決議(A/RES/57/16)(英文)
- ・UNCITRALにて採択された「PFIに関する立法モデル条文」(英文のみ)
(www.uncitral.org/english/texts/procurem/annex1-e.pdf)
- ・外交フォーラム平成15年4月号特集「法の支配の世紀はやってくるか」「これであなたも国際法マスター」

7.【備考・特記事項】

施策の実施に当たっては、課長、調整官以下担当官が関連業務に取り組んでいる。各人は省内各局、関係各省庁及び関係各国と密接に連絡をとり、国際法を議論する様々なフォーラムにおいて、的確な解釈を表明することができるように各種の調査・準備作業を行っている。それぞれのフォーラムで議論される分野は広範囲に及びまた、判例・学説の蓄積も膨大であるため、各担当は分野を分担するなどして、効率よく作業を進めるべく努力しており、こうした作業を効率的か

つ効果的に実施できるように検討をしている。その観点からも、来年度には、電子媒体により各種判例・論文を収集できるような体制を構築するべく検討している。

なお、国際法委員会における国際法の法典化及び漸進的発達を巡る議論、そして国際法規の形成は数年（ときには10年以上）かけて行われることが少なくない。したがって、その議論の成果を単年度で評価することが困難であり、また形成された法規の有用性や他の法分野に及ぼす影響については、長期的な視点から評価する必要がある。さらに国際法の形成は、常に関係国の協議・交渉を通じて行われるため、わが国として重視する内容を法規に反映させるだけでなく、各国が受け入れ可能な規範とすることも重要であり、そのため合意を全体として評価する必要がある。そして、合意の評価は、その後どれだけその内容が各国に受容されたかといった長期的な視点からも評価することが不可欠である。

8 3 国際法に関する知見の蓄積・活用

| | |
|--|-----------------|
| 評価責任者 | 条約司法規課長 齋木 尚子 |
| 評価実施年月日 | 平成 16 年 3 月 4 日 |
| 1.【評価を行う目的】 <p>政府として、国際法解釈の一層の精緻化を図り、わが国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化し、得た法的知見を実務において活用している現状を分析・評価することで、国民に対する説明責任を果たすとともに、今後更に蓄積を増大させ、わが国として知見を深めるべき分野を把握する上での検討の一助とする。</p> | |
| 2.【施策の目的と背景、施策の概要】 <p>わが国が国際社会における様々な問題につき政策判断を行う上で、問題の法的分析を行い、その上でわが国のとる行動が、国際的なルールに則っていることを確保することが不可欠である。そうした法的な分析の基盤を強化する上では、現在発生している国際問題についての法的な検討に加え、幅広い分野の判例、学説、各国の立場や国家実行を十分把握しておく必要がある。そのためにも、研究者等との意見交換を通じ、その知見から裨益するとともに、国際法の最新の動向を把握し、また政府からも随時問題提起を行っていくことが有益である。</p> <p>施策の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある、または国際法を解釈する上で有益な分野について研究会等を通じ、知見の蓄積・法的な検討(b) 種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示(c) 要請に基づき公開講座、大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換、交流の実施(d) 現下の外交案件を検討する上で有益な国際法上の論点に関する各種委託調査の実施 | |
| 3.【施策の評価の観点と効果の把握】 | |
| (1) 必要性 <p>わが国が外交案件を処理する上で、国際法に則って行動することの重要性は論を待たず、政府として国際法を的確に解釈するためには、常に知見を蓄積するための努力を行わなければならない。こうした努力が実を結ぶためには、常日頃から国内外の国際法の研究者あるいは実務家と意見交換を行い、互いに切磋琢磨する必要がある。そのためにも、政府の中でも、各国の政府関係者、国際法研究者と確固たる結びつきを有し、他の国及び国際社会全体との関係を所掌しかつ国際法全体の解釈及び実施について責任を有する外務省が、一元的にその任にあたる必要がある。</p> | |

(2) 有効性

(a) 各種研究会の活用

(i) 国際法戦略会議や国際法研究会等の国際法学者と外務省関係者が意見交換を行うフォーラムでの議論を実務に役立てる。

国際法戦略会議及び国際研究会は、外務省関係者と国際法研究者が交流する場を設けることにより、外務省からは最近の国際情勢に関連した法的な論点につき紹介する一方、研究者からはその論点に関する様々な視点や意見を聴取し、双方向の交流を強化する上で貴重な場となっている。国際法戦略会議は不定期に開催されているが、その時期において関心の高い問題を取り上げ、国際法に関する議論を一層深める機会を双方に提供している。また、国際法研究会については、毎年度約6～8回開催しており、たとえばイラクを巡る国際法上の諸問題(6月)や国連国際法委員会第55回会期の概要の紹介(9月)、犯罪対策分野における国際協力体制の進展(11月)などについて意見交換を行っている。

(ii) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)・私法統一協会(UNIDROIT)研究会における議論の成果を、それぞれの会合におけるモデル法作りにいかす。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)は、国際商取引法の統一と調和を目的とする国連総会直属の機関であり、私法統一国際協会(UNIDROIT)は、各国が採用する統一私法の立法化を目的とする国際組織である。わが国は、両機関の構成国であり、それぞれの機関において行われている条約等の策定作業に参加している。

外務省が主催しているUNCITRAL・UNIDROIT研究会は、各会合の検討テーマに応じて、当該分野における専門家及び関係省庁の担当等からなり、各会合の前に当該条約の問題点及びわが国としての対応を検討するために開催している。両研究会における議論を通じて得られた検討の成果は、実際にUNCITRAL、UNIDROITの各会合に参加するわが国政府代表によって、各会合における議論に反映されている。実際、平成15年度には、UNCITRAL総会において、民間資金等活用事業(PFI)作業部会において検討が進められてきた「PFIに関する立法モデル条文」を採択することができた。

(iii) 地下水に関する研究会での検討内容をILCにおける議論に反映させる。

地下水に関する研究会は、国連国際法委員会(ILC)において、山田中正委員(外務省参与)が特別報告者を務める「共有天然資源」(特に地下水)に係る問題の法的な諸側面について、共同研究をすることを目的とする研究会である。平成15年9月以降、4回の会合を開催してきており、地下水に関する条文草案作成に必要となる様々な法原則や関連条約、条文検討を幅広く検討している。当面の焦点は、16年2月に予定されている、山田委員の共有天然資源に関するILC第2報告書提出に備え、同報告書に含まれる条文草案の検討や関連する法原則の研究に当てられている。

なお、本件研究会と並行して、国連教育文化機関(UNESCO)が中心となって、山田委員の支援のために、国際的な水利地質学者及び法律専門家からなる別途の研究会が地下水の最新の科学的知見及び法的課題についての検討を行っている。山田委員及び外務省関係者は、このUNESCOの研究会にも参加しつつ、協力して検討作業を進めている。

(iv)国際刑事裁判所(ICC)に関する研究会

わが国はICC設立を一貫して支持してきたが、現在はICC規程と国内法の整合性を検討している段階にある。14年末に訪日したEU関係者との意見交換で得たICCに関する欧州各国の国内法制等に関する情報を基礎に、15年度は研究者及び各省関係者の参加を得て、ICCに関する主要論点を検討する研究会を開催している。16年1月までに7回の会合が開かれており、ICC規程とわが国の国内法との関係を把握する上で、有益な示唆が得られている。議論を通じて得られた内容については、今後のICC規程締結に向けた検討に活用される予定である。

(v)そのほかの研究会における知見の蓄積

以上に挙げた研究会以外にも、現代国際法研究会（最近の具体的な国際法問題について意見交換）、先例彙輯研究会（わが国の国際法関連の国家実行に関する検討）等を開催し、研究者との意見交換を通じ、国際法に関する知見を深め、増大させている。

(vi)なお、各種研究会等を通じての研究者との意見交換及び実務への反映の状況について、村瀬信也・上智大学法学部教授からは次のような評価が寄せられている。

裁判所が有権的な解釈を下す国内法と異なり、国際法の場合は、国際裁判の役割が未だ限定的なため、学説に依存する局面が依然として大きい。そうした観点から、法規課が主宰する各種研究会は、外交実務家と国際法研究者との間の意見交換・相互批判の場として、双方にとり、極めて有益である。これらの研究会において、各担当官からは、直面している国際法上の問題につき、常に率直な見解が表明され、調査研究を尽くして実によく考え抜かれていると感心することが多い。国際法学会等でも同課職員は学会報告を依頼されることが多いが、これも日常的に研究会等を通じて、知見の蓄積と研鑽を積んでいるからである。今後とも、外務省が、国際法解釈に関する高い専門性のレベルを維持しつつ、これを外交実務に生かされるよう、期待している。

(b)種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示

平成15年度においては、イラク問題を巡る様々な国際法上の論点をはじめ、各種の国際的な問題について、外交案件を遂行する上で、法的な観点から指針を提示した。拉致を始めとする北朝鮮に関する諸懸案についての法的な検討・助言や、日メキシコFTA交渉に関する経済法についての助言を行うとともに、領土問題、漁業・海洋法に関する諸案件、外交領事関係から派生する様々な事例につき、わが国が国際法に則り、説得力をもって交渉・調整に当たる上での指針を与えることができた。

(c)大学における講義・研究者との交流

国内大学の要請を受けて、国際法に関する講義を実施している。年間を通じて講座を担当するのみならず、様々な大学において単発の特別講義も行ってきている。今年度は、例えば京都大学や上智大学において年間を通じて講義を行い、また中央大学においては条約局が中心となって、複数の外務省関係者がチームを組んで講義を行い、国際法に関する知識の普及に努めている。

(3) 優先性

外交案件については、突発的に発生する問題もあるため、常に法的に重要な論点を把握し、適時的確に対処する必要があり、政策遂行を可能とするタイミングで迅速に分析し、指針を提示する必要があることから、優先的に実施すべきであることは当然である。このため、国際法戦略会議を機動的に開催し、迅速な対応を必要とする重要案件について検討を行うこととしている。その一方で、中長期的な観点から着実に検討を加えるべき問題もあり、その観点から一定期間継続して検討すべき問題については、地下水研究会、ICC研究会のように独立のものを設けてきている。このようにそれぞれの法的論点については、問題対処に要する時間的制約や法的問題の性質（とくに検討すべき論点の数や要請される検討内容の程度）に応じて、適切な優先順位付けを行うとともに、それらを取り扱う最も適当な場を選定し、適切に対処している。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、わが国が様々な外交案件に適切に対処するためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。事案の発生後、緊急に手当てを要する事案について、限られた時間内での迅速な対応に努めることは当然であるが、その際の適切な検討を担保するためには、日常の研鑽が重要である。すなわち、重要な論点については、個別具体的な事件の発生を待つことなく、ある程度の時間をかけ、各種学説や判例等を参照し、研究者との意見交換を通じ、包括的な検討を行うことが有益である。今後とも、法的観点に関し、日常における種々の研究会の一層の活用等を図り知見を深めるとともに、種々の案件につき適時適切に検討を加え、助言を行うことにより、政府としての的確な政策遂行を確保することが重要である。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・外交フォーラム平成15年4月号特集「法の支配の世紀はやってくるか」「これであなたも国際法マスター」

7.【備考・特記事項】

各担当は各種研究会における論点の整理等を行い、その過程で研究者との調整を行いつつ、検討を進めている。議題の選択等においては重複を避けつつ、最も検討を要する事項を、適切な場で扱うように意を用いており、効率的な検討を行っている。地下水研究会のように、他のフォーラムの知見を活用するなどの工夫も行っている。

なお、法的な知見を蓄積するために行う検討作業には様々なものがあるが、一定の時間をかけて包括的な検討を行うことが適当と考えられる重要な論点については、実際にそうした検討を踏

まえた事案の発生を受けて、はじめてこれまでの解釈の有効性や妥当性の真価を評価することができる。また、こうした検討作業の成果についても、絶えず変化する国際情勢に即して常に不断の改善や修正を図っていくものであり、その内容のいわば「完成度」を評価することは困難である。したがって、こうした重要な論点に関する検討が、どのように外交実務において有用であったかを直ちに検討することは困難であると同時に、中長期的な視点から評価する必要がある。

8.4 国内・国外・国際裁判への対応

| | |
|--|---------------|
| 評価責任者 | 条約局法規課長 齋木 尚子 |
| 評価実施年月日 | 平成16年3月4日 |
| <p>1.【評価を行う目的】</p> <p>国内外における各種裁判において、わが国が国際法の解釈を示し、国益を確保している状況につき、国民への説明責任を果たすとともに、今後とも適切に対応する上で留意すべき点が何かについて把握する上での参考とする。</p> <p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>現在、わが国内外において、わが国政府に対して提起されている各種の裁判が存在している。その中でも主要なものの一つが、戦後処理に関連する訴訟である。わが国は、戦後処理に関しては、サンフランシスコ平和条約や二国間の平和条約等、戦後処理関連条約に則り誠実に対応してきているところであるが、これら訴訟に際しては、国際法に関する国側の見解をまとめる等の対応を行っている。また、それ以外の個別の訴訟においては、主権免除（国家が他国の裁判所において被告として裁かれることがないとの原則）の問題や、外交官の特権免除等の国際法上の観点を踏まえた助言を行っている。さらには、わが国の私人（法人を含む）に対して提起されている訴訟についても、訴訟の帰趨がわが国の立場を損なうおそれがあるような場合には、意見書を提出し、わが国の法的な見解を示している。</p> <p>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>(a)わが国は、戦後処理に関しては、サンフランシスコ平和条約や二国間の平和条約等、戦後処理関連条約等に則り誠実に対応してきている。そうしたわが国の対応を説明するためにも、国内外の戦後補償関連の裁判において、涉外法律事項の一つとして、国際法にかかる政府の主張を作成している。</p> <p>特に、米国カリフォルニア州においては、平成11年に民事訴訟法が改正され、その354.6条において、第二次世界大戦中の「奴隷労働」又は「強制労働」の犠牲者等が企業等に保証を求めるときには、平成22(2010)年末までに提訴される限り、時効を理由として訴えが却下されることはないとされた。これを契機に計36件の訴訟が提起され、米国務省とも連携しつつ、わが国政府としての見解を明らかにする必要がある。</p> <p>(b)また、わが国政府を被告として、中国人や韓国人の元「慰安婦」等が損害賠償を請求する訴訟も提起されており、主権免除の主張を含め、わが国政府としての反論を行っている。</p> <p>さらには、同じく先の大戦の敗戦国であるドイツやオーストリアの各政府を被告とした裁判が各国においても提起されているが、中にはわが国政府の立場に影響を与えかねない訴訟もあり、わが国政府としての考えを利害関係声明書の形で明らかにしている。</p> | |

(c)わが国国内においても、先の大戦で遺棄された化学兵器による被害をはじめとし、多数の国際法の解釈を要する訴訟が提起されており、その都度、わが国政府の国際法の解釈をまとめている。

(d)さらに、外国でわが国政府が裁判の当事者となった場合、あるいは大使館・総領事館の職員が第三者同士への訴訟への協力を要請された場合（例：証人としての出廷等）には、国際法に従って対処する必要がある。そのような場合には、主権免除、外交官の特権免除等の観点を踏まえた対応方法につき、問題となっている在外公館に法的な助言を行っている。さらには、司法共助などについて、現地の当局からわが国に対して協力が求められた場合の対処方法についても、必要な法的助言を行っている。

(e)また、国外においてわが国の私人（法人を含む）に対して提起された訴訟についても、問題となった事案の帰趨が、既存のあるいは将来のわが国の立場や国益を著しく害するおそれがあると判断される場合等には、個別具体的に判断し、当該外国裁判所に対して、政府としての意見を提出する等の対応を行っている。

（２）有効性

(a)上記（１）の訴訟において、わが国政府は随時、その立場を示してきており、その結果、これまでのところ、政府の立場と著しく異なる確定判決は出されていない。

平成15年度には、米国において多くの訴訟が事実上確定した。平成15年9月24日、カリフォルニア州最高裁判所は、戦時中の強制労働等に関する損害賠償を請求した事件につき、カリフォルニア州民事訴訟法第354.6条は連邦政府の外交権限を侵害しているとの判決の判旨に沿って再審理するよう決定を行い、このうち1件については11月6日に被告企業の勝訴が確定した。また、平成15年10月7日には、米国連邦最高裁判所は、先の大戦中の強制労働に関する対日企業損害賠償訴訟28件に関して上告申し立てを全て却下した。

わが国政府が被告となっている訴訟に関しては、連邦控訴裁判所で敗訴した元「慰安婦」が連邦最高裁判所に上告申し立てしたことに対応し、平成15年12月、上告不受理を求める答弁書を作成した。このほか、本件に影響を及ぼしうる訴訟につき、利害関係声明書を提出することにより、わが国政府の立場を明らかにした。

このように、平成15年度を通じて、サン・フランシスコ平和条約や二国間の平和条約等についてのわが国政府の見解を適切に主張することができ、その結果、わが国政府の立場に沿う判決が出された。

わが国国内の裁判についても、わが国政府の国際法にかかる立場をまとめてきている。平成15年度は、たとえば旧日本軍の化学兵器による被害にみられるように類似の事件で異なる下級審の判決が出されたが、各々につき控訴がなされており、これらの事件を含め、サン・フランシスコ平和条約等に関する見解を適時主張してきている。

(b) また、外国において日本人がトラブルに巻き込まれる事例が頻発している。そうした場合には、邦人保護を担当する領事官が、領事関係に関するウィーン条約に基づく権利を最大限活用できるように、様々な法的な助言を行った。

平成15年にロシアに拿捕された「第三開洋丸」船体の早期返還のために、海洋法及び漁船拿捕に関する関連の国際法規・判例を調査し、ロシア側に累次にわたり申し入れを行った。法的な論拠に裏打ちされた主張を行った結果、ロシア側は当初命じていた損害賠償額を減額した上で、船体の返還を認めた。

さらに、海外でわが国の私人（法人を含む）に対して提起された訴訟に関連して、米国連邦最高裁判所に係属中のエンバグラン事件（米国の反トラスト法の域外適用を巡る事案）につき、わが国政府の見解を、同裁判所に対し意見書（アミカス・ブリーフ）として提出した。

その他にも、外国において、大使館・総領事館の職員が証人として出廷することが求められた際には、適切な法的なアドバイスを行うことにより、複数の事例において協力を求められた職員の特権免除を損なうことなく、案件の生じた国の裁判の進行に協力することができた。

（３）優先性

これらのわが国を当事者とする訴訟については、政府としての条約の解釈や国際法に対する認識を適時的確に表明する必要がある、いずれも優先的に対処する必要があると考えられる。また、海外におけるわが国の私人に対する訴訟についても、その帰趨がわが国の立場を損なうおそれがあるものについては、適時適切に対応する必要があることから、優先的に対処すべきものであった。

４．【評価の結果】

（１）施策の継続 （２）施策の改善・見直し （３）施策の廃止、中・休止 （４）その他

先の大戦にかかる訴訟は、わが国国内においては、新たに訴訟が提起されており、これに対する国際法の反論を行うことは必要不可欠である。また、米国においても、引き続き、わが国の立場を適時に主張し、わが国の国益に沿う判決が出されるよう確保していく必要がある。

また、わが国が国際的な場面で活動する機会が増えるに従い、法的な側面から対処する事例が増大している。さらに、海外で活躍する日本人がトラブルに巻き込まれるような場合に、国際法及び現地の法令に従った対応が求められる。そうした場合に、政府として主権免除や外交・領事関係をはじめとする各種の国際法規を適切に活用し、わが国及び国民の権利や利益を保護するため、迅速に対処することが不可欠である。

５．【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

６．【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・国連総会における国際司法裁判所に関する本村大使演説（英文のみ。

〔<http://www.un.int/japan/jp/statements/motomura031031.html>〕）

- ・平成15年版外交青書における邦人保護の件数及び事例（214～216ページ）
- ・わが国政府が、現在米国連邦最高裁判所において係属中のエンパگران事件に関して、同裁判所に提出したアミカス・ブリーフの事実関係（米国連邦最高裁ホームページ（英文のみ）、www.supremecourt.us.gov/docket/03-724.htm）

7.【備考・特記事項】

わが国と他の国との二国間関係において、法的な問題が発生した場合、あるいはある国において、わが国の権利や利益を擁護する必要が生じた場合に、訴訟を通じて問題を解決するのが適当か否かについては、問題が発生した時点での二国間関係や国際情勢を踏まえて判断する必要がある。また、既に起こった訴訟について法的側面から適時適切な対応をすることは言うまでもないが、司法判断を経ずに問題を解決した場合であっても、その過程で法的な分析や検討が必要となることも少なくない。こうした事例も含め、個々の検討過程について、何らかの定量的な評価を下すことは困難である。なお、司法的な解決を通じて得られた成果についても、単に法的な視点からだけでなく、二国間関係全体の文脈からも評価することが不可欠である。さらには、問題解決の過程で示した解釈や法的な整理が、その後の他の分野にどのような影響を与えたかといった長期的な視点からも評価する必要がある。

